

越 監 公 表 第 1 5 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和元年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年（2020年）3月2日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和元年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 長田慶洋

1. 選定した特定の事件

業務委託に関する事務の執行について

2. 事件を選定した理由（要旨）

（1）金額的な重要性

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴う社会保障経費の増加や市税収入の減少など越谷市においては、今後、さらに厳しい財政状況となることが懸念される。これを踏まえ、平成30年度予算ベースで歳出を見ても、委託料は95億円となっており、歳出総額915億円の10.5%を占めている。扶助費252億円、負担金補助及び交付金91億円と並んで一般会計予算における委託料の金額的な重要性が高い。

（2）質的な重要性

① 法令上の原則と例外の逆転

外部委託に関する法令上の原則は競争入札であり、随意契約は例外的に認められる。しかし、一般的には、法令上の原則と例外が逆転している可能性が指摘される。

② 公共部門にとって市場に接する稀な領域である。

公共部門は、市民に必須のサービスを提供しているが、民間企業に比べ顧客による選別、評価は身近なものではなく、市場・競争メカニズムが有効に機能していない可能性も想定される。

（3）地域の経済社会への影響

越谷市の平成30年度における総額95億円の委託料予算は、個々の契約でも地域の中小企業からすれば少額ではない。市による事業者選定が長期・固定化し、既存事業者や未受注事業者が競い合い体質を強化する機会を失えば、地域経済の発展を阻害する恐れもある。

（4）改善可能性

競争入札によるか随意契約によるか、また、見積書の徴求事業者を決めるのは市であり、市の意思決定次第で事態を改善できる。

金額的にも質的にも重要な越谷市の業務委託について、その内容を特定の部署に限らず横断的に把握するとともに、業務委託に係る事務の執行について、合規性の観点に加え、経済性や効率性・有効性、公平性、適切な事業評価の観点から監査を実施し、改善を要する事項がないかを検証することは、市民利益に有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

3. 報告書の構成

I. 包括外部監査の概要

II. 全般

市の財政の状況

III. 公共部門の外部委託の法律的側面

契約とは、外部委託の法的位置づけ、単年度主義と契約、競争入札と随意契約、外部委託に関する越谷市の条例・規則

IV. 越谷市の外部委託の全般的分析

委託料の年次推移、部局別の分析、業務内容の分析

V. アンケート結果の分析

アンケート調査の概要、契約全体のアンケート分析、随意契約、一般競争入札、指名競争入札

VI. 各論(個別テストの監査結果)

監査要点とチェックリスト、サンプリングの方法、個別テストの監査結果 37 件(行財政部 情報推進課 4 件、総務部 庁舎管理課 2 件、市民協働部 市民活動支援課 1 件、危機管理課 1 件、福祉部 生活福祉課 3 件、障害福祉課 4 件、地域包括ケア推進課 1 件、環境経済部 リサイクルプラザ 3 件、農業振興課 1 件、建設部 道路総務課 1 件、道路建設課 3 件、治水課 3 件、維持管理課 1 件、都市整備部 公園緑地課 2 件、教育総務部 生涯学習課 2 件、学校教育部 学校管理課 1 件、指導課 1 件、給食課 1 件、教育センター2 件)

VII. 監査結果のまとめ

検出事項一覧表、全庁的に共通する事項

VIII. 「監査の結果」と「意見」の一覧表

4. 「監査の結果」と「意見」

(1) 全庁的に共通する事項

随意契約の乱用、公募型プロポーザル方式の手続の規程化について「監査の結果」とした。随意契約事務の指針の更新、複数見積りを徴求できる仕組み作り、競争入札の予定価格に関する規程の整備について「意見」とした。

(2) 個別テストに関する事項

個別契約に関する「監査の結果」と「意見」の主なものは次のとおりである。

① 委託業務の設計

仕様書記載の具体化、随意契約理由の明示、予算執行伺書の根拠条文について「監査の結果」とした。随意契約から競争契約への移行、指名競争入札から一般競争入札への移行、契約期間の短縮、前払根拠の明文化、複数事業者が参加できる仕組み作り、複数年契約とする目的達成のための入札条件、複数年度契約での事務効率化・経費削減の検討、契約単位、複数事業実施による効率性、複数の委託事業がある場合の業務標準化、業務見積時間算定の考慮事項について「意見」とした。

② 選定手続

時間あたり作業単価の適正性について「監査の結果」とした。作業開始前の契約締結について「意見」とした。

③ 契約額

予定価格積算について「監査の結果」とした。予定価格積算方法の明記、参考見積りの徴求、複数見積りの徴求について「意見」とした。

④ 再委託

再委託承諾書の徴求について「監査の結果」とした。

⑤ 実施後の評価

収支報告書の入手・分析、積算単価どおりに適切な職種の技術者により業務が実施されたことの確認、委託先従業員の状態確認、委託先が支払った賃金額の確認について「意見」とした。

⑥ 改善行動

予算と実績の分析・評価について「監査の結果」とした。アンケートの実施、就業報告書の事後的な検討、業務コストに関する資料作成について「意見」とした。

⑦ その他

企画提案書提出方式の選考委員会メンバーについて「意見」とした。

以上

(別紙1) 検出事項一覧表

アンケート結果の分析及び個別テストの検出事項をまとめると以下のようになる。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	内部事務システム構築業務委託	市税電算委託	住民情報電算委託	新地域イントラネット 保守委託	庁舎清掃業務委託契約	越谷市新庁舎建設実施託 設計業務委託	北部市民会館清掃業務委託	越谷市固定系デジタル防災	行政無線詳細設計業務委託	生活困窮者自立相談支援 事業業務委託	生活困窮者子どもの学習 支援事業	被保護者就労支援事業業務 委託	越谷市障害者等相談支援 事業業務委託	越谷市コミュニケーション 支援事業委託	障がい者就労支援事業委託料	成年後見事業委託	越谷市助け合いの仕組み	可燃物収集運搬業務委託	リサイクルプラザ資源化施設 運転管理等業務委託	測量業務委託(301)
委託業務の設計	競争契約への移行						意 10											意 25		
	予算執行何書の根拠条文																			
	随意契約理由の明示																			
	契約期間の短縮					意 5														
	前払根拠の明文化																意 22			
	複数事業者が参加できる 仕組み作り				意 4															
	仕様書の具体化									結 1										
	仕様書の記載内容					意 8														
	複数年度契約での事務効率化 ・経費削減の検討					意 6														
	契約単位																			
	複数事業実施による効率性																意 24			
複数の委託事業がある場合の 業務標準化																		意 26		
業務見積時間算定の考慮事項																				
選定手続	作業開始前の契約締結			意 3																
	時間あたり作業単価の適正性																			
契約額	予定価格積算方法の明記	意 1	意 2																	
	予定価格積算															意 21		結 2		
	参考見積りの徴求																			
	複数見積りの徴求																			
再委託	再委託承認申請書の入手																		結 4	
実施後の評価	委託先従業員の地位確認				意 7															
	委託先が支払った賃金額の確認				意 9															
	積算単価の確認																			
	収支報告書の入手・分析												意 18	意 20		意 23				
改善行動	就業報告書の事後的な検討																			
	業務コストに関する資料作成																			
	予算と実績の分析・評価																		結 3	
	アンケートの実施								意 12	意 14	意 16	意 17		意 19						
その他	競争入札の予定価格に 関する規程の整備																			
	随意契約の乱用																			
	企画提案書提出方式の 事務手続規程の整備																			
	企画提案書提出方式の 選考委員会メンバー								意 11	意 13	意 15									
随意契約指針の改定																				

意…意見、結…監査の結果

	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
	業務委託 4級基準点及び境界線測量	用地測量業務委託 (健康福祉村大袋線)	橋梁補修設計業務 (念佛橋外4橋)	橋梁耐震設計業務 (堂面橋)	増森工業団地調整池	設計業務 千疋幹線排水路整備に伴う	測量業務委託 大場落し排水機場等維持管理	業務委託 業務委託	駅前広場等清掃業務委託	公園清掃委託	測量業務委託 (仮称)記島河原公園	管理運営等委託料 科学技術体験センター	大道遺跡発掘調査測量等業務	設計業務 (第3調査区) 越谷市立川柳小学校増築工事	学校給食配送車運行業務委託	越谷市立小中学校外国語指導事業	学校系サーバ機器等	IDC業務委託	校内系小学校IDC業務委託	全庁的な課題
委託業務の設計	競争契約への移行													意44	意46					
	予算執行伺書の根拠条文																		結11	
	随意契約理由の明示													結9						
	契約期間の短縮							意34												
	前払根拠の明文化										意42									
	複数事業者が参加できる 仕組み作り																			意48
	仕様書の具体化																			
	仕様書の記載内容																			
	複数年度契約での事務効率化・ 経費削減の検討																			
	契約単位			意28												意45				
	複数事業実施による効率性																			
複数の委託事業がある場合の 業務標準化																				
業務見積時間算定の考慮事項								意37												
選定手続	作業開始前の契約締結																			
	時間あたり作業単価の適正性								結6	結7										
契約額	予定価格積算方法の明記																			
	予定価格積算																	結10	結12	
	参考見積りの徴求											意41								
再委託	複数見積りの徴求			意30					意36	意39										
	再委託承認申請書の入手			結5										結8						
実施後の評価	委託先従業員の地位確認																			
	委託先が支払った賃金額の確認																			
	積算単価の確認		意27	意29	意31	意32	意33													
	収支報告書の入手・分析												意43							
改善行動	就業報告書の事後的な検討								意38											
	業務コストに関する資料作成							意35												
	予算と実績の分析・評価																			
	アンケートの実施									意40										
その他	競争入札の予定価格に 関する規程の整備																			意49
	随意契約の乱用																			結13
	企画提案書提出方式の 事務手続規程の整備																			結14
	企画提案書提出方式の 選考委員会メンバー																			
	随意契約指針の更新																			意47

意…意見、結…監査の結果

(別紙2)「監査の結果」と「意見」の一覧表

1. 「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
VI. 各論		
福祉部 生活福祉課		
(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業		
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【監査の結果 1】仕様書記載の具体化	仕様書には、受注者による役務提供項目は列挙されているが、具体的な内容が明確でない(学習教室の開催場所の数、保護者への進路助言等についてはその対象者数及びその頻度、家庭訪問や相談についてもその対象者数及びその頻度等)。具体的サービス内容を定める必要がある。
環境経済部 リサイクルプラザ		
(17) 可燃物収集運搬業務委託		
(キ) 予定価格の設定	【監査の結果 2】「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定	「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定にあたって使用される車両経費、人件費、一日当たりの作業時間などが実績と乖離している。実態に合わせるとともに、非公表の「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」が容易に推測されないようにするために、「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定方法を見直すべきである。
(ク) 委託先からの実績報告	【監査の結果 3】業務実施後の評価	次年度以降の「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」設定に役立てるために業務実施後に予算と実績を分析し事業を評価するべきである。
(18) リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託		
(オ) 再委託の状況・管理	【監査の結果 4】再委託承諾書の徴求	再委託手続の遵守を委託先に徹底させるとともに、委託先による再委託先管理の強化、市による再委託先のモニタリング等を適正に行う必要がある。再委託承諾書の提出がない現在の状況では、市は再委託先を適切にモニタリングできない可能性がある。業務委託契約約款のとおり再委託承諾書を徴求するべきである。
建設部 道路建設課		
(22) 橋梁補修設計業務委託(念佛橋外4橋)		
(キ) 再委託	【監査の結果 5】再委託の承認	本業務については、業務受託先から第三者に対して再委託されているが、当該再委託について、業務委託契約約款第3条に規定する市長の承認を得ていない。再委託承諾書による承認を受ける必要がある。
建設部 維持管理課		
(27) 駅前広場等清掃業務委託		
(カ) 時間あたり作業単価の適正性	【監査の結果 6】時間あたり作業単価の適正性	本業務の作業単価について、10月1日から3月31日のあいだ、当該単価が埼玉県 lowest賃金を下回っている。下期は埼玉県の改定後の最低賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更するべきである。

記載箇所	項目	内容
都市整備部 公園緑地課		
(28) 公園清掃委託		
(オ) 時間あたり作業単価の適正性	【監査の結果 7】時間あたり作業単価の適正性	本業務の作業単価について、10月1日から3月31日のあいだ、当該単価が埼玉県 lowest賃金を下回っている。下期は埼玉県の改定後の最低賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更すべきである。
教育総務部 生涯学習課		
(30) 科学技術体験センター管理運営等委託		
(カ) 再委託の手続	【監査の結果 8】再委託承認願の入手	本業務について、業務受託先から第三者に対し設備保守管理業務及び清掃業務が再委託されている。この再委託について、担当部署は委託先から再委託承認願を入手していない。再委託承認願の提出を求める必要がある。
学校教育部 給食課		
(33) 学校給食配送車運行業務委託		
(エ) 随意契約とした理由	【監査の結果 9】随意契約理由の明示	「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件6(7)に該当するとして随意契約とする場合には、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性について、その理由とともに明示すべきである。
学校教育部 教育センター		
(35) 学校系サーバ機器等 IDC 業務委託 (長期継続契約)		
(ウ) 予定価格の積算	【監査の結果 10】予定価格に関する積算根拠の明確化	本件においては、見積書に、単価 9,330,000 円/月、数量 60 か月、金額 559,800,000 円と記載されているが、単価 9,330,000 円の積算の根拠は明示されていない。積算根拠を明確にする趣旨からは、単価の積算根拠も明確にすべきである。
(36) 校内系小学校 IDC 業務委託 (長期継続契約)		
(エ) 随意契約とした理由	【監査の結果 11】予算執行伺書の決裁における条文根拠	予算執行伺書における随意契約の理由として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号が記載されている。1 号は少額な場合であり、越谷市の業務委託では 50 万円以下とされている。本件は 6 億円を超える契約のため 1 号には該当しない。予算執行伺書上の随意契約理由には正しい号数を記載する必要がある。
(オ) 予定価格の積算について	【監査の結果 12】予定価格積算根拠の明確化	本件においては、見積書に、単価 10,400,000 円/月、数量 60 か月、金額 624,000,000 (消費税込で 673,920,000 円) と記載されているが、単価 10,400,000 円の積算の根拠は明示されていない。単価の積算根拠も明確にすべきである。

記載箇所	項目	内容
VII. 監査結果のまとめ		
1. 全庁的に共通する事項		
(1) 随意契約の乱用	【監査の結果 13】随意契約の乱用	越谷市においては、多くの部局で随意契約の割合が高い。アンケート結果では、本来競争入札にできると思われる契約が随意契約とされていた例もあった。また、個別検証の結果でも、競争入札への移行が可能と考えられる契約が確認された。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第 234 条第 1 項および第 2 項、および同施行令第 167 条の 2 第 1 項）ものの、越谷市の外部委託契約においては、随意契約が乱用されている。入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保するため、競争入札を増やす必要がある。
(4) 公募型プロポーザル方式による随意契約の規程	【監査の結果 14】公募型プロポーザル方式の手續の規程化	公募型プロポーザル方式による随意契約については、契約事務手續に関する規程等が存在しない。契約事務の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する市民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手續等標準例を示し、公募型プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図るために、公募型プロポーザル方式による随意契約の契約事務手續に関する規程を整備し、これに則って契約事務を履行することを検討すべきである。

2. 「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
VI. 各論		
行財政部 情報推進課		
(1) 内部事務システム構築業務委託（平成 30 年度分）		
(カ) 機能要件追加に伴う契約変更について	【意見 1】予定価格算定方法の明記	「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積りによることができる。本業務の価格上昇分額について、越谷市独自の積算は行われていない。越谷市独自の積算を行うことができず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。
(2) 市税電算委託		
(カ) 予定価格の設定	【意見 2】積算金額の算定根拠	「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積りにより積算できる旨が規定されている。越谷市独自に積算できず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(4) 新地域インターネット保守委託（長期継続契約）		
(イ) 契約の状況	【意見 3】作業開始前の契約締結	平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までを期間とする業務委託契約を平成 26 年 11 月 26 日に締結している。この期間が委託の保守運用期間となるためだが、委託先の作業は、仕様書のスケジュールどおり同年 7 月に開始されている。権利義務関係を明確にするために、契約は実質的作業の開始前に締結することが望ましい。
(エ) 随意契約とした理由	【意見 4】複数の事業者が入札に参加できる仕組みづくり	AGS 株式会社との一者随意契約が 10 年以上の長期にわたっている。システムの仕様における越谷市特有の事情もあるが、各市町村で地方自治体の地域公共ネットワークとして共通点はあるはずである。入札で競争原理が働くように、債務負担行為の設定など複数の事業者が入札に参加可能な仕組みを整えることが望ましい。
総務部 庁舎管理課		
(5) 庁舎清掃業務委託契約		
(イ) 契約の状況	【意見 5】複数年度契約の期間短縮化	本業務は、複数年度契約を締結している。市庁舎の清掃業務は、特段の設備投資を要する業務ではなく、3 年にわたる長期で契約すべき特殊性があるとは考えられない。年度当初から実施される業務であり、地方自治法第 234 条の 3 に基づき、「翌年度以降にわたり」契約する必要があることと、必要以上に長期間の契約とするのは異なる。競争性や経済性の確保も念頭に置いて 2 年もしくは単年度契約とすることも検討することが望ましい。
(イ) 契約の状況	【意見 6】複数年度契約と単年度契約における事務手続の効率性検証	複数年度契約の根拠として、担当部署は事務手続きの効率化を挙げているが、その検証作業として、単年度契約の場合と複数年度契約の場合とで、どの程度事務の効率化及び経費の削減が可能であったのかの比較検証資料作成が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
(イ) 契約の状況	【意見 7】委託先従業員の地位の確認	複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者の雇用の安定化を挙げているが、その検証作業として、委託先の従業員の地位の確認（正規社員、契約社員、アルバイト、請負契約者のいずれかに該当するのか）が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
(エ) 指名競争入札とした理由	【意見 8】複数年契約とする目的達成のための入札条件	複数年契約の根拠として挙げられた理由のうち、雇用の安定化及び労働者に対する賃金の適正化を達成するためには、これらの条件を仕様書に加えることを検討することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(キ) 契約金額の推移	【意見 9】委託先が支払った賃金額の確認	複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者に対する賃金の適正化を挙げているが、その検証作業として、委託先の受託事業についての収支報告（委託先が支払った賃金額の確認）が確認されていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
市民協働部 市民活動支援課		
(7) 北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）		
(ウ) 指名競争入札の理由	【意見 10】一般競争入札への移行	業務の執行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のある業者と契約するという指名競争入札による理由は、原則通り一般競争入札とし、格付け、地域要件等で資格要件を設けることで達成できると考えられる。一般競争入札へ移行することが望ましい。
福祉部 生活福祉課		
(9) 生活困窮者自立相談支援事業業務委託		
(カ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 11】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限定されている。専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【意見 12】利用者側へのアンケートの実施	本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業業務		
(カ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 13】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限定されている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【意見 14】利用者側へのアンケートの実施	本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(11) 被保護者就労支援事業業務委託		
(オ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 15】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは所管部である福祉部の者に限定されている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外の者も含めたメンバー構成にすることが望まれる。
(カ) 事業の効果測定	【意見 16】利用者アンケートの実施	本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

記載箇所	項目	内容
福祉部 障害福祉課		
(12) 越谷市障害者等相談支援事業業務委託		
(オ) 事業の効果測定	【意見 17】利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施するよう促し、結果の提示をもとめ、サービスの改善に努めるべきである。仕様書に基づく定量情報のみならず、利用者の声であるアンケートに基づく情報を入手し、利用者の要望を反映させるよう継続的な改善に活かすよう努めることが望ましい。
(13) 越谷市コミュニケーション支援事業委託		
(カ) 実績値の検討	【意見 18】収支報告書の入手、分析	越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。
(14) 障がい者就労支援事業委託		
(オ) 事業の効果測定	【意見 19】利用者アンケートの実施	本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(カ) 実績値の検討	【意見 20】収支報告書の入手、分析	越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。
(15) 成年後見事業委託		
(カ) 予定価格の設定	【意見 21】適切な見積による予定価格の算定	予定価格は予算額に基づき設定しているため、契約金額と予定価格が一致している。適正な取引価格、事業の継続性を考えた場合、特定業務の予定価格は適正に見積る必要がある。本業務は、市民からの成年後見の相談・問合せであり、業務範囲・業務量に応じて予定価格を設定するべきである。
福祉部 地域包括ケア推進課		
(16) 越谷市助け合いの仕組みづくり事業（高齢者の居場所づくり事業）運営事務委託		
(カ) 前払金取引	【意見 22】前払金取引	地方公共団体が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。本業務は、例外的な前払い契約であるため、担当部署は合理性や真実性を示す根拠となる文書を残す必要がある。
(キ) 資金収支計算書	【意見 23】実際発生額による予算・実績比較	業務コストを適切に予算・実績を比較するため、担当部署は、委託先法人から実際に発生したコストを集計した資金収支計算書を入手し、適切に予算・実績を比較することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(ケ) 経費効率	【意見 24】複数事業の実施による経理効率の検討	事業活動の実施にあたり関連する複数の事業を同時に実施することが事業活動の効率性の向上に資するかどうか検討することが望ましい。
環境経済部 リサイクルプラザ		
(17) 可燃物収集運搬業務委託		
(カ) 契約形態の再検討	【意見 25】契約方法変更の検討	業務の公共性と公正な取引環境整備の観点から、本業務の契約形態を随意契約から一般競争入札に変更できないか検討することが望ましい。
(ケ) 各業務委託契約における業務の平準化について	【意見 26】各業務委託契約における業務の平準化	各区域の業務の平準化により、コストダウンを図れるかどうかについて検討をする余地があると考え。例えば、収集区域の見直し、収集方法の変更、集積所の変更などによって業務の平準化を図る余地があるか否かを検討することが望ましい。
建設部 道路建設課		
(21) 用地測量業務委託（健康福祉村大袋線）		
(オ) 積算単価の確認	【意見 27】積算単価の確認	業務実施報告書に技術者の職種別に作業日数の報告を含める等、適切な職種の技術者により業務が実施されたことを確認することが望ましい。
(22) 橋梁補修設計業務委託（念佛橋外 4 橋）		
(オ) 委託の範囲	【意見 28】委託業務の範囲	本業務の委託の範囲は、念佛橋外 4 橋であるが、当該 5 橋のうち、特定の 1 橋（大砂橋）については、他の 4 橋とその規模・供用年数・損傷内容が異なる。対象となる橋の性質が異なることが明らかな場合には、当該橋を含めて委託を行う場合の経済合理性を参考見積書の入手等により確認することが望ましい。
(カ) 積算単価の確認	【意見 29】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。
(キ) 再委託	【意見 30】再委託にかかる複数見積の徴求	本業務は、契約が変更され、追加的に塗膜含有量試験が実施されている。当該試験について、受託者は他の業者に再委託している。この再委託業務について金額が適切かどうか検討されていない。契約変更した再委託業務について、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(23) 橋梁耐震設計業務委託（堂面橋）		
(オ) 積算単価の確認	【意見 31】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格が確認されていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望まれる。

記載箇所	項目	内容
建設部 治水課		
(24) 増森工業団地調整池設計業務委託		
(オ) 積算単価の確認	【意見 32】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。
(25) 千疋幹線排水路整備に伴う測量業務委託		
(カ) 積算単価の確認	【意見 33】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。
(26) 大場落とし排水機場等維持管理業務委託(長期継続契約)		
(イ) 契約の状況	【意見 34】複数年度契約からの単年度契約への移行	日本環境クリアー株式会社との契約は長期間かつ多額である。競争性や経済性の確保を念頭に置いて2年もしくは単年度契約化への移行を検討することが望ましい。
(カ) 契約金額の推移	【意見 35】業務コストに関する資料作成	排水機場・ポンプ場は、その規模が異なり、単純に1機場当たりコストで期間比較はできないが、長期継続契約においても業務コストを継続して低減できるよう、コスト情報に関する資料を作成することが望まれる。
建設部 維持管理課		
(27) 駅前広場等清掃業務委託		
(オ) 予定価格	【意見 36】参考見積書の入手による客観的な経済性の確認	本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(キ) 年間時間数の見積について	【意見 37】清掃業務見積時間算定の考慮事項	駅前広場のゴミの清掃業務は、乗降客数とある程度は相関関係を持つと考えられる。駅ごとの作業時間を算定する際に乗降客数も考慮に入れることが望ましい。
(ク) 就業報告書について	【意見 38】就業報告書の事後的な検討	市が入手している就業報告書には、作業内容の詳細な記載はない。実際の作業内容を把握することで、仕様書の時間見積りの適正性を検証できる。就業報告書に作業内容の記載を求めることを検討することが望ましい。
都市整備部 公園緑地課		
(28) 公園清掃委託		
(エ) 随意契約とした理由	【意見 39】参考見積書の入手による客	本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が

記載箇所	項目	内容
	観的な経済性の確認	確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(カ) アンケート等による委託業務の実施結果の評価	【意見 40】アンケート等の実施	本業務は、越谷市の公園等 143 か所の公園清掃業務委託であり、市民生活に密接な業務といえる。定期的に公園等の利用者に対するアンケートを行い、利用者の満足度を調査するべきである。
教育総務部 生涯学習課		
(30) 科学技術体験センター管理運営等委託		
(オ) 契約金額	【意見 41】参考見積の徴求	本委託業務の予定価格は、公益財団法人越谷市施設管理公社の見積金額に基づき、決定されている。この見積金額のうち委託費 15,470,000 円（平成 30 年度予算）は、設備保守管理業務及び清掃業務委託費である。契約金額の当該部分の適正性を確認するために、多数存在するこれらの他事業者から参考見積を入手することが望ましい。
(キ) 前払金取引	【意見 42】前払金取引	本業務について、(公財)越谷市施設管理公社と前払契約を締結し、年間の契約金額を平成 30 年 4 月 11 日に同法人に支払っている。地方公共団体が締結する契約では、契約相手の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。例外的な前払契約について、担当課は例外の前払が許容される理由を明文化することが望ましい。
(ク) 事業報告書の収益計上額との関係	【意見 43】収支報告の入手	本業務について、(公)越谷市施設管理公社から収支報告が入手されていない。契約金額が適正に算定されたかを検証するためにも、収支報告書の提出を求めることが望ましい。
学校教育部 給食課		
(33) 学校給食配送車運行業務委託		
(オ) 契約方法の変更	【意見 44】競争契約への移行	4 月 1 日開始の本契約について、債務負担行為による予算措置を図ることで、競争入札とすることを検討することが望ましい。
(オ) 契約方法の変更	【意見 45】契約単位の検討	委託の対象業務については、可能な限り分離・分割して発注するよう努めることを前提に、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割できる業務については、分離分割発注が経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討することが望ましい。
学校教育部 指導課		
(34) 越谷市立小中学校外国語指導事業委託		
(エ) 入札結果	【意見 46】条件付一般競争入札への変更	指名競争入札である本件は、予定価格が 20,000 千円を超えるため 8 者以上の指名業者数が必要となるが、結果として入札業者が 3 者のみであった。実質的には契約規模に見合った指名業者を確保できていない。指

記載箇所	項目	内容
		名競争入札の理由である、誠実な業者の選定・質の高い事業の確保という目的は、原則通り一般競争入札とし、格付け等を用いて資格要件をつけることで、達成できると考えられる。条件付一般競争入札に変更することが望ましい。
VII. 監査結果のまとめ		
1. 全庁的に共通する事項		
(2) 随意契約事務の指針	【意見 47】 随意契約事務の指針の更新	随意契約事務の指針において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の定義を明確にし、主な例に記載されていないが、委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載することが望ましい。
(3) 複数見積りを徴求できる仕組み作り	【意見 48】 複数見積りを徴求できる仕組み作り	越谷市においては、見積書を1者からしか徴求していない随意契約、いわゆる一者随意契約が多い。一者随意契約は、1者からしか見積書を徴求せずに契約するため、価格面などを他の事業者を比較して選択する競争性がないことになる。債務負担行為を設定する等の仕組みにより競争入札に変更できる契約は、競争性を高めるために複数事業者から見積りを徴求できる仕組みを作ることが望まれる。
(5) 競争入札の予定価格に関する規程の整備	【意見 49】 競争入札の予定価格に関する規程の整備	一般競争入札及び指名競争入札の予定価格の策定に際して実務上基づくべき規程を整備することが望まれる。

以上